

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○ 歯科衛生士法施行細則	(医療整備課)	一
○ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	一一
○ 療育手帳交付規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	一九
○ 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(同)	一九
告 示		
○ 昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号(保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額)の一部改正	(保健福祉総務課)	二〇
○ 救急医療機関の認定	(医療整備課)	二〇
○ 特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二〇
○ 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(農林水産経営支援課)	二二
○ 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(同)	二二
○ 海岸保全区域の指定	(水産業基盤整備課)	二二
○ 海岸保全区域の変更	(同)	二二
○ 漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	二二
○ 道路の区域変更	(道路課)	二三
○ 道路の供用開始(二件)	(同)	二三
○ 都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(都市計画課)	二三
○ 市街地再開発組合の事業計画変更の認可	(同)	二四
○ 都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)	(下水道課)	二四

ページ

規 則

○平成二十八年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格 (契約課) 二五

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 二六

歯科衛生士法施行細則をここに公布する。
平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

歯科衛生士法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号。以下「法」という。)の施行に
関し、歯科衛生士法施行令(平成三年政令第二百二十六号。以下「政令」という。)、歯科衛生士学
校養成所指定規則(昭和二十五年文部省令第一号)及び歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令
第四十六号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(歯科衛生士養成所の指定の申請手続)

第二条 政令第三条の規定により法第十二条第二号に規定する歯科衛生士養成所の指定を申請する
ときは、様式第一号によるものとする。

(指定養成所の変更の承認手続)

第三条 政令第四条第一項の規定により政令第二条第一項の指定を受けた歯科衛生士養成所(以下
「指定養成所」という。)の変更の承認を申請するときは、様式第二号によるものとする。

(指定養成所の変更の届出手続)

第四条 政令第四条第二項の規定により指定養成所の変更を届け出るときは、様式第三号によるもの
とする。

(指定養成所の指定取消しの申請手続)

第五条 政令第八条の二の規定により指定養成所の指定の取消しを申請するときは、様式第四号によ
るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

歯科衛生士養成所指定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所
(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

印

歯科衛生士法第12条第2号の規定による歯科衛生士養成所の指定を受けたので、歯科衛生士法
施行令第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 設置者の氏名及び住所

氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)	氏名 (法人の名称)	住所 (主たる事務所の所在地)

2 歯科衛生士養成所の名称、位置及び設置年月日

名称	
位置	〒 電話:
設置年月日	年 月 日

3 歯科衛生士養成所の長の氏名

氏名	
----	--

歯科衛生士養成所指定に関する調査

1 開設予定 (授業開始)	年 月 授業開始			2 定員等	1学年定員		高卒	年課程(昼・夜)		専任別
	氏名	年齢	担当科目		免許等	取得年		本人の承諾書	所属長の承諾書	
3 教員										
4 校舎	土地面積									
	室の名称	面積 (㎡)								
5 整備に関する 経費	区分	整備方法	金額							
	土地建物		千円							
	設備		千円							
	合計		千円							
6 資金計画	自己資金	金額	千円							
	借入金	金額	千円							
	その他(具体的に)		千円							
合計		計	千円							

年 月 日

股
(養成所設置者)

所属施設名
所在地 (勤務者でない場合は住所)
電話番号
氏名 印

就任承諾書

_____(養成所名)の専任 (又は兼任) 教員 (指導教員、実習指導者) として下記のとおり就任することを承諾します。

記

- 1 就任年月日
- 2 担当科目
- 3 年間担当時間 (兼任教員のみ) 時間 (週) 時間

(作成上の注意)

- 1 実習施設が病院、診療所又は歯科診療所の場合は指導教員、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設の場合は実習指導者について作成すること。
- 2 担当科目については、学期に合わせてることとし、その細目をカッコ書き (例:解剖生理 (解剖) 等) で表すこと。
- 3 氏名、印は本人自筆、押印のこと。
- 4 専任又は兼任の教員にあっては履歴書及び免許証等の写しを添付すること。

年 月 日

股
(養成所設置者)

所属施設名
所在地
電話番号
所属長 印

就任承諾書

下記の者が_____(養成所名)の専任 (又は兼任) 教員 (指導教員、実習指導者) として就任することを承諾します。

記

- 1 所属 (詳細に記入のこと)
- 2 現職名
- 3 氏名
- 4 就任年月日
- 5 担当科目
- 6 年間担当時間 (兼任教員のみ) 時間 (週) 時間

(作成上の注意)

- 1 実習施設が病院、診療所又は歯科診療所の場合は指導教員、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設の場合は実習指導者について作成すること。
- 2 担当科目については、学期に合わせてることとし、その細目をカッコ書き (例:解剖生理 (解剖) 等) で表すこと。

実習施設の概況書

区分	実習施設名 電話番号		
1 開設者の氏名 (法人にあつては、名称)			
2 開設年月日			
3 所在地			
4 指導教員 歯科医師名 歯科衛生士名			
5 1回当たりの派遣学生数		名	
6 設備、機械器具数			
(1) ユニット			
(2) 歯科用エックス線装置			
(3) パノラマエックス線撮影装置			
(4) 超音波歯石除去器			
(5) フッ化物塗布器具			
(6) 超音波洗浄機			
(7) 高圧滅菌器			
(8) 紫外線器具保管箱			
(9) 歯科保健指導器具 (顕微鏡、歯磨指導用顎模型、病態図、模型等)			
(10) 学生用ロッカー			
7 実習科目			
8 実習期間 (実日数)		日	
9 最近1年間に歯科疾患の予防処置を受けた者の数		名	
10 最近1年間に歯科診療を受けた者の数		名	

- (作成上の注意)
- この表には、該当する就任承諾書及び実習施設承諾書をそれぞれ添付のこと。
 - 指導教員が2名を超える場合は、適宜欄をずらして記入のこと。

殿 (養成所設置者)

実習施設名
所在地
電話番号
開設年月日
開設者名

印

実習施設承諾書

(養成所名) の実習施設として _____ (実習施設名) _____
記 を使用することを承諾します。

- 指導教員
 - 歯科医師 (氏名記入)
 - 歯科衛生士 (氏名記入)
- 1回当たりの学生受入数 _____ 名
- 臨床実習科目 _____ 臨床実習 (内容記入) _____ 年 _____ 月から _____ 月までの _____ 日間 (実日数) _____ 人
- 実習期間 _____
- 最近1年間に歯科疾患の予防処置を受けた者の数 _____ 人
- 最近1年間に歯科診療を受けた者の数 _____ 人
- 設備、機械器具数 _____

品名	数量	品名	数量
ユニット		歯科保健指導器具 (顕微鏡、歯磨指導用顎模型、病態図、模型等)	
歯科用エックス線装置		学生用ロッカー	
パノラマエックス線撮影装置			
超音波歯石除去器			
フッ化物塗布器具			
超音波洗浄機			
高圧滅菌器			
紫外線器具保管箱			

8 職員数 (実習指導教員を含む。)

歯科医師	歯科衛生士	その他	計
名	名	名	名

9 添付書類

- 実習施設の平面図 (ユニット及び学生控室を明示し、実習施設として学生が使用する部分を赤で囲み表示のこと。)
- 指導教員の就任承諾書、履歴書、免許証等の写

(作成上の注意)
この承諾書は、病院、診療所又は歯科診療所を実習施設として使用する際に記入すること。

養成所設置者) 殿

年 月 日

機械器具、標本、模型等目録

養成所名

実習施設名
所在地
電話番号
開設年月日
開設者名

印

実習施設承諾書

の实習施設として を使用することを承諾します。

(養成所名)

(実習施設名)

記

1 実習指導者の略歴

氏名 (生年月日)	最終基礎学歴 (卒業年)	専門学歴 (卒業年)	実務年数

2 1回当たりの学生受入人数 名

3 実習期間 年 月から 月までの 日間 (実日数)

4 利用者数 定員 人

利用者 人/月 (延べ) 人/月)

5 職員数

区分	定員	現員	非常勤	区分	定員	現員	非常勤
歯科医師 歯科衛生士 医師 保健師 助産師 看護師 准看護師				介護福祉士 その他の介護職員 理学療法士 作業療法士 その他			

6 添付書類 実習指導者の就任承諾書、履歴書、免許証等の写

7 備考

(作成上の注意)

- 1 施設を承諾書は、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所、保育所その他の社会福祉施設を「利用者数」として使用する際は、次の数を記載すること。
- 2 (1) 介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の場合、入所及び通所の定員を記載すること。
- 3 (2) その他の施設の場合は、適宜その施設の利用状況がわかるような数を記載すること。
- 3 介護老人保健施設及び介護老人福祉施設については、そのサービスの内容を「備考」の欄に記載すること。

区 分	分類 番号	整理番号	品 名	数量 (台)	製作 年月	使用する 主な科目名	備考

(作成上の注意)

- 1 記載は、平成27年3月31日付け医政発0331第61号厚生労働省医政局長通知「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」別添2の順とする。
- 2 1クラスを班 (グループ) に分けて教育を行う場合は、その班 (グループ) の数を備考欄に記入のこと。
- 3 セットで表示される品目については、1セット当りの数量を備考欄に記入のこと。
- 4 製作年月が確認できない場合は、購入年月を記入しその旨を表示のこと。

図 書 目 録
養成所名 _____

区 分	図 書		雑 誌		合 計	
	種類	冊数	種類	冊数	種類	冊数
専 門 科 目	種	冊	種	冊	種	冊
一 般 教 養 科 目						
合 計						

- (作成上の注意)
- 1 専門科目欄の記載は、学期の学科目順とする。
 - 2 雑誌については、1巻を1冊として算定のこと。
 - 3 図書及び雑誌は、1つの科目に片寄らないこと。

(添付書類)

- 1 設置者に関する書類
 - (1) 設置者が法人である場合
 - イ 法人の寄附行為又は定款
 - ロ 役員名簿
 - ハ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写
 - ニ 法人が歯科衛生士の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録
 - (2) 設置者が法人の設立を予定している場合
認可官庁に提出した申請書
- 2 養成所の長に関する書類
 - (1) 履歴書
 - (2) 就任承諾書
- 3 建物に関する書類
建物の配置図及び平面図
- 4 整備に関する書類
 - (1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買収又は賃借の場合見積書
 - (2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買収又は賃借の場合見積書
- 5 資金計画に関する書類
 - (1) 自己資金
金融機関による残高証明書等
 - (2) 借入金
 - イ 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
 - ロ 融資内諸書等があればその書類の写
 - (3) 寄附金等
 - イ 寄附申込書
 - ロ 寄附をする者の財産を証明する書類
 - (4) その他（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成所の場合は不要）
収支予算及び向こう2年間の財政計画
- 6 教育環境に関する書類
周辺の略図
- 7 その他
学期

(備考)
この申請書は、授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。

様式第2号 (第3条関係)

指定養成所の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

印

指定養成所の変更の承認を受けたいので、歯科衛生士法施行令第4条第1項の規定により申請します。

1 指定養成所の名称及び位置 記

名 称	
位 置	〒 電話：

2 承認を受けようとする事項又は事由

変更の事項 (該当する番号に ○を付けること)	(1) 学則 (修業年限に関する事項) (2) 学則 (学科課程に関する事項) (3) 学則 (入所定員に関する事項) (4) 校舎の各室の用途及び面積 (5) 実習施設
変 更 前	
変 更 後	

3 変更の予定年月日
年 月 日

4 変更の理由

年度事務等職員、教職員及び学生の状況調査書

養成所名 _____

1 事務等職員の状況

整理番号	氏名	年齢 歳	職名	専任、兼任及び非常勤、非常勤の別	職務内容	備考

2 教職員の状況

整理番号	氏名	年齢 歳	担当科目	担当年月日	専任、兼任及び非常勤、非常勤の別	最終学校及び卒業年月日 年 月	免許資格及び取得年月日 年 月	年間担当時間 時間	学校教育法第9条該当の有無	現職	備考

3 学生の状況

区分	1学年	2学年	3学年	計
定員				
現員				

(作成上の注意)

- 1 教職員には、実習施設の指導教員、実習指導者も含むものとし、講義担当教員等の次に1行あけて「指導教員又は実習指導者」と表示し、指導教員については、実習施設の概況書の記載順に記入すること。また、講義と実習指導を兼ねる場合は、両方に記入し、備考欄に兼ねている旨記入のこと。
- 2 一教員が、複数の科目を担当する場合及び1学年、2学年等を担当する場合は、それぞれの年間担当時間が分かるように記入すること。
- 3 指定後に変更になった教員については、整理番号を○で囲み、本人及び所属長の就任承諾書(様式第1号に準じる。)、履歴書、免許証の写し、発表文献の写し等教員資格が確認できる資料を添付すること。
- 4 担当科目については、学期に合わせた表現とし、その細目についてはカッコ書き(例：解剖生理のうち解剖のみを担当する場合は「解剖生理(解剖)」と記入すること。)とすること。
- 5 現職欄には養成所専任者はその職名を、兼任者は専任職名をそれぞれ記入すること。
- 6 変更の承認の申請に当たっては、変更しようとする年度分を、変更の届出に当たっては、現在分をそれぞれ作成すること。
- 7 学生現員が入所定員を超過している場合は、その超過となった理由及び今後の具体的改善計画を内容とした「定員超過の理由書」を添付のこと。

(変更承認申請に係る提出書類)

- 1 変更承認申請書
 - 2 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)
 - 3 学期の新旧対照表 (変更事項1、(2)又は(3)の場合)
 - 4 新学期 (案) 全文 (変更事項1、(2)又は(3)の場合)
 - 5 旧学期全文 (変更事項1、(2)又は(3)の場合)
 - 6 授業実施計画表 (変更事項1、(2)又は(3)の場合)
 - 7 事務等職員、教職員及び学生の状況調査 (変更事項1、(2)又は(3)の場合)
 - 8 機械器具、標本、模型等目録 (様式第1号に準じる。) (変更事項2)又は(3)の場合)
 - 9 図書目録 (様式第1号に準じる。) (変更事項2)又は(3)の場合)
 - 10 校舎各室の用途及び面積一覧表 (校舎部分に変更がない場合に限る。) (変更事項2)又は(3)の場合)
 - 11 校舎の平面図 (校舎部分に変更がない場合に限る。) (変更事項2)又は(3)の場合)
 - 12 地域歯科医療関係者との協力体制を確認できる書類 (変更事項3の場合)
 - 13 実習施設の概況書 (様式第1号に準じる。) (変更事項3)又は(5)の場合)
 - 14 実習施設承諾書 (様式第1号に準じる。) (変更事項3)又は(5)の場合)
 - 15 養成所を中心とした実習施設の位置を示す地図 (変更事項3)又は(5)の場合)
 - 16 変更後の指定養成所の周辺の地図 (校舎移転の場合に限る。) (変更事項4)の場合)
 - 17 養成所の教育環境の状況を確認できる書類 (校舎移転の場合に限る。) (変更事項4)の場合)
 - 18 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表 (変更事項4)の場合)
 - 19 校舎の増改新築にかかる資金計画書 (変更事項4)の場合)
 - 20 校舎が消防法及び建築基準法を遵守していることを確認できる書類 (変更事項4)の場合)
 - 21 校舎の新旧配置図 (新部分は赤で、旧部分は青で囲み表示すること。) (変更事項4)の場合)
 - 22 校舎の新旧平面図 (21と同じ表示すること。) (変更事項4)の場合)
 - 23 実習施設の新旧対照表 (変更事項5)の場合)
 - 24 その他の変更事項を確認できる書類
- (注意事項)
- 1 書類の編綴順は、整理番号順とすること。
 - 2 「11 校舎の平面図」及び「22 校舎の新旧平面図」については、寸法、面積の積算、電気、ガス、水道、採光、換気、給湯設備の状況を明示すること。
 - 3 「17 養成所の教育環境の状況を確認できる書類」については、養成所の教育環境が適当であるかを判断するための資料とするので、その状況を具体的に詳細に記入すること。
 - 4 「19 校舎の増改新築に係る資金計画書」については、手持資金又は借入金の別を明示し、手持資金の場合は、法人の余剰金の状況等その額を確認できる書類を、借入金の場合は、養成所分を除く法人経理上の返済計画等を明らかにした書類を添付すること。
 - 5 「24 その他変更事項を確認できる書類」については、必要に応じて提出すること。

様式第3号 (第4条関係)

指定養成所の変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

指定養成所の変更があったので、歯科衛生士法施行令第4条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒
	電話：

2 変更があった事項

変 更 の 事 項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 設置者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) (2) 指定養成所の名称 (3) 指定養成所の位置 (4) 学期 (修業年限、学科課程及び入所定員に関する事項を除く。)
変 更 前	
変 更 後	

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

(備考)
この届出書は、変更があったときから1か月以内に提出すること。

(変更届出に係る提出書類)

- 1 変更届出書
 - 2 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)
 - 3 字則の新旧対照表 (変更事項(4)の場合)
 - 4 新学則全文 (変更事項(4)の場合)
 - 5 旧学則全文 (変更事項(4)の場合)
 - 6 事務等職員、教職員及び学生の状況調査 (様式第2号に準じる。) (変更事項(4)で学費又は学級数の変更の場合)
 - 7 授業実施計画表 (様式第2号に準じる。) (変更事項(4)で学級数の変更の場合)
 - 8 校舎各室の用途及び面積一覧表 (校舎部分に変更がない場合に限る。) (変更事項(4)で学級数の変更の場合)
 - 9 校舎の平面図 (校舎部分に変更がない場合に限る。) (変更事項(4)で学級数の変更の場合)
 - 10 その他の変更事項を確認できる書類
- (注意事項)
- 1 書類の編綴順は、整理番号順とすること。
 - 2 「9 校舎の平面図」については、寸法、面積の積算、電気、ガス、水道、採光、換気、給湯設備の状況を明示すること。
 - 3 「10 その他変更事項を確認できる書類」については、必要に応じて提出すること。

様式第4号 (第5条関係)

指定養成所の指定取消申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

印

指定養成所の指定の取消しを受けたので、齒科衛生士法施行令第8条の2の規定により下記の
とおり申請します。

記

1 指定の取消しを受けようとする指定養成所の名称及び位置

名 称	
位 置	〒
	電話：

2 指定の取消しを受けようとする理由

3 指定の取消しを受けようとする予定期日
年 月 日

4 在学中の学生があるときは、その措置

(添付書類)

指定の取消しについて法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和五十七年宮城県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関し、」の下に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号。以下「政令」という。）、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師学校養成施設認定規則（昭和二十六年^{文部省}厚生省^令第二号）及び」を加え、「以下「省令」という。」を削る。
第三条を削る。

第二条中「法及び省令」を「法第九条の二から法第九条の四まで」に、「次条第四号及び第五号に規定する」を「法第九条の三の規定による」に、「同条第六号に規定する」を「法第九条の四の規定による」に改め、同条を第十二条とし、第一条の次に次の十条を加える。

（はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設の認定の申請手続）
第二条 政令第二条の規定により法第二条第一項第二号に規定するはり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設の認定を申請するときは、様式第一号によるものとする。

（認定養成施設の変更の承認手続）
第三条 政令第三条第一項の規定により政令第一条第一項の認定を受けたはり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設（以下「認定養成施設」という。）の変更の承認を申請するときは、様式第二号によるものとする。

（認定養成施設の変更の届出手続）
第四条 政令第三条第二項の規定により認定養成施設の変更を届け出るときは、様式第三号によるものとする。

（認定養成施設の認定取消しの申請手続）
第五条 政令第七条の規定により認定養成施設の認定の取消しを申請するときは、様式第四号によるものとする。

（施術所の開設の届出手続）

第六条 法第九条の二第一項前段（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）

の規定により施術所の開設を届け出るときは、様式第五号によるものとする。

（施術所の変更の届出手続）

第七条 法第九条の二第一項後段（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により届出事項の変更を届け出るときは、様式第六号によるものとする。

（施術所の休止等の届出手続）

第八条 法第九条の二第二項（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により施術所の休止若しくは廃止又は休止した施術所の再開を届け出るときは、様式第七号によるものとする。

（出張のみの業務の開始の届出手続）

第九条 法第九条の三前段（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により専ら出張のみによつて行う業務の開始を届け出るときは、様式第八号によるものとする。

（出張のみの業務の休止等の届出手続）

第十条 法第九条の三後段（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により専ら出張のみによつて行う業務の休止若しくは廃止又は休止した業務の再開を届け出るときは、様式第九号によるものとする。

（県内に滞在して行う業務の届出手続）

第十一条 法第九条の四（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により施術者の住所地又は施術所の所在地の都道府県以外の地に滞在して業務を行う旨を届け出るときは、様式第十号によるものとする。

様式第六号中「(第3条関係)」を「(第11条関係)」に、
「添付書類 免許証の写し」
「添付書類 免許証の写し」
に改

届出に当たつての注意事項
施術者の免許証及び本人であることを確認するに足る書類を持参すること。
」
め、同様式を様式第十号とする。
様式第五号中「(第3条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同様式を様式第九号とする。
様式第四号中「(第3条関係)」を「(第9条関係)」に、
「添付書類 免許証の写し」
「添付書類 免許証の写し」
に改

届出に当たつての注意事項

施術者の免許証及び本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。

「 様式第1号(第3条関係)」や「(第8条関係)」及び「(第7条関係)」並びに「(開設者が法人であつて郵送により届け出る場合は、業務に従事する施術者の免許証の写し及び本人であることを確認するに足りる書類の写し(これらの写しには原本と相違ない旨の開設者の証明を付すこと。))」及び「

- 「 3 開設者が法人であつて変更した事項が3の(1)に該当する場合は、登記事項証明書」
- 「 3 開設者が法人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書

届出に当たつての注意事項

- 1 3の変更した事項が(5)に該当する場合は、施術者の免許証及び本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。
- 2 開設者が個人であつて3の変更した事項が(1)に該当する場合は、開設者の本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。

「 様式第1号(第3条関係)」や「(第6条関係)」並びに「1 構造設備の概要及び平面図」

「 様式第1号(第3条関係)」並びに「(第6条関係)」並びに「1 構造設備の概要及び平面図」並びに「(床面積、ベツト、窓等を明示すること。)」並びに「(写し)」並びに「(開設者が法人であつて郵送により届け出る場合は、業務に従事する施術者の免許証の写し及び本人であることを確認するに足りる書類の写し(これらの写しには原本と相違ない旨の開設者の証明を付すこと。))」及び「

届出に当たつての注意事項

- 1 業務に従事する施術者の免許証及び本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。
- 2 開設者が個人の場合は、開設者の本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。

「 様式第1号(第3条関係)」及び「(第6条関係)」並びに「1 構造設備の概要及び平面図」

「 様式第1号(第3条関係)」及び「(第6条関係)」並びに「1 構造設備の概要及び平面図」

様式第1号 (第2条関係)

はり師、きゆう師養成施設認定申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所
(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

印

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項第2号に規定するはり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設の認定を受けたので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 設置者の氏名及び住所

氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)	氏名 (法人の名称)	住所 (主たる事務所の所在地)
---------------------------------	------------	-----------------

2 はり師、きゆう師養成施設の名称、位置及び設置年月日

名 称	〒
位 置	電話:
設 置 年 月 日	年 月 日

3 はり師、きゆう師養成施設の長の氏名及び履歴

氏 名	
履 歴	

(記入上の注意)

履歴は、はり師及びきゆう師養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日付け医政発第0331第34号厚生労働省医政局長通知)6(1)の各号に該当する者であることを明らかにすること。

(添付書類)

- 1 設置者に関する書類
 - (1) 設置者が法人である場合
 - イ 法人の寄附行為又は定款
 - ロ 役員名簿
 - ハ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録の写
 - ニ 法人がはり師、きゆう師の養成について議決している場合は、その旨を記載した議事録
 - (2) 設置者が法人の設立を予定している場合
認可官庁に提出した申請書
- 2 建物に関する書類
建物の配置図及び平面図
- 3 整備に関する書類
 - (1) 土地 設置者所有の場合登記書抄本、寄附を受ける場合登記書抄本及び寄附申込書、買取又は賃借の場合見積書
 - (2) 建物 設置者所有の場合登記書抄本、新築、買取又は賃借の場合見積書
 - (3) 設備 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型及び図書その他の備品の目録
- 4 資金計画に関する書類
 - (1) 自己資金
金融機関による残高証明書等
 - (2) 借入金
イ 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
ロ 融資内諸書があればその書類の写
 - (3) 寄附金等
イ 寄附申込書
ロ 寄附をする者の財産を証明する書類
 - (4) その他(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する学校又は養成施設の場合は不要)
収支予算及び向こう2年間の財政計画
- 5 教育環境に関する書類
周辺の略図
- 6 その他
学則

(備考)

この申請書は、授業を開始しようとする日の6か月前までに提出すること。

様式第2号(第3条関係)

認定養成施設の変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所
(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

印

認定養成施設の変更の承認を受けたので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第3条第1項の規定により申請します。

1 認定養成施設の名称及び位置 記

名 称	
位 置	〒 電話:

2 承認を受けようとする事項又は事由

変 更 の 事 項 (該当する番号に○を付けること)	(1) 修業年限に関する事項 (2) 学則(教育課程に関する事項) (3) 学則(生徒の定員に関する事項) (4) 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
変 更 前	
変 更 後	

3 変更の予定年月日
年 月 日

4 変更の理由

はり師、きゆう師養成施設定員変更承認に関する調査

1 変更時期 種類等	年 月 授業開始				変 更 内 容	
	養成施設の 種類	変更前定員 名	変更後定員 名	学級定員の増、 その他 ()	学級定員の増、 その他 ()	学級定員の増、 その他 ()
2 種類等	はり師	名	名	名	名	名
	きゆう師	名	名	名	名	名
3 専任教員	はり師及びきゆう師	名	名	名	名	名
	現在の教員	名	名	名	名	名
4 建 物	新たに採用する教員	名	名	名	名	名
	免許の種類	氏 名	年齢	担 当 目	免許取得年月 (取得年月日・証書番号)	本人の承諾書 の有無
5 実習施設	免許の種類	氏 名	年齢	担 当 目	免許取得年月 (取得年月日・証書番号)	本人の承諾書 の有無
	免許の種類	氏 名	年齢	担 当 目	免許取得年月 (取得年月日・証書番号)	本人の承諾書 の有無

- (添付書類)
- 1 変更について法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)
 - 2 学則の新旧対照表 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
 - 3 新学則 (案) 全文 (変更事項(1)、(2)又は(3)の場合)
 - 4 過去3年間の受験者数及び入学者数 (変更事項(3)の場合)
 - 5 専任教員を新たに採用する場合は、専任教員に関する調査 (様式第1号の「教員 (専任・兼任)」に関する調査) に準じる。) 及び承諾書 (様式第1号) (変更事項(3)の場合)
 - 6 法人認可官庁に提出した過去3年間の収支決算書及び財産日録の写 (変更事項(3)の場合)
 - 7 校舎の各室の用途及び面積に係る新旧対照表、変更後の認定養成施設の周辺の地図 (校舎移転の場合に限る。) 並びに校舎の新配置図及び新平面図 (新部分は赤で囲み表示をすること。) (変更事項(4)の場合)

(備考)
この申請書は、変更を行おうとする6か月前までに提出すること。

様式第3号 (第4条関係)

認定養成施設の変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

印

認定養成施設の変更があったので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
施行令第3条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 認定養成施設の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話:

2 変更があった事項

変更の事項 (該当する番号に ○を付けること)	(1) 設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) (2) 認定養成施設の名称 (3) 認定養成施設の位置 (4) 学則(修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。)
変更前	
変更後	

3 変更年月日

年 月 日

4 変更の理由

(添付書類)

1 変更について法人の決定を確認できる書類(議事録の写し等)

2 学則の新旧対照表及び新学則全文(変更事項(4)の場合)

3 変更事項(4)の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場
合

(1) 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書

(2) 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書

(3) 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額

(備考)

1 この届出書は、変更があったときから1か月以内に提出すること。

2 変更事項(4)の場合であって、入学科、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場
合は、新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに提出すること。

様式第4号 (第5条関係)

認定養成施設の認定取消申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

設置者の氏名及び住所
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

印

認定養成施設の認定の取消しを受けたので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 認定の取消しを受けようとする認定養成施設の名称及び位置

名 称	
位 置	〒 電話：

2 認定の取消しを受けようとする理由

3 認定の取消しを受けようとする予定期日
年 月 日

4 在学中の生徒があるときは、その措置

(添付書類)

認定の取消しについて法人の決定を確認できる書類 (議事録の写し等)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則による様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

療育手帳交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

療育手帳交付規則の一部を改正する規則

療育手帳交付規則(平成十二年宮城県規則第二百二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「ロイ」を「羅イ」に改める。

様式第三号中「80日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の療育手帳交付規則様式第二号によりなされた申請及び届出は、当分の間、改正後の療育手帳交付規則様式第二号によりなされたものとみなす。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成五年宮城県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第九号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百九十二号

昭和五十三年宮城県告示第二百五十一号（保健所使用料等条例第二条の規定による使用料等の額）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表三の項中「一回」を「一件」に、

6	結核菌特異蛋白 ^{たんぱく} 刺激性遊離イン ターフェロー ^{たんぱく} ガンマ測定	同	五、四〇〇
---	---	---	-------

6	結核菌特異蛋白 ^{たんぱく} 刺激性遊離イン ターフェロー ^{たんぱく} ガンマ測定	同	五、四〇〇
7	梅毒血清反応検査 (一) 梅毒脂質抗原使用検査（定性 検査） (二) 梅毒TPHA感作血球凝集反 応検査（定性検査）	同	一〇〇
8	H B s 抗原又は抗体検査（定性 検査）	同	二五〇
9	H C V 抗体検査	同	二五〇
10	H I V 抗体検査	同	九五〇
	(一) 一次検査	同	一、〇〇〇
	(二) 二次検査	同	二、四〇〇
	(三) H I V 核酸増幅定量精密検査	同	四、四〇〇
11	グロブリンクラス別クلاميジア トラコマチス抗体価検査	同	一、七〇〇

に改める。

○宮城県告示第二百九十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険川崎病 院	川崎町大字前川字北原二十 三〇一	平成二十八年三月十 七日	平成三十一年三月十 六日

○宮城県告示第二百九十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十八年 五月十日	涌谷町全 域	午前十時から 正午まで	篁岳公民館
五月十一日	涌谷町全 域	午前十時から 午後二時半まで	涌谷町くがね創庫さくら館
五月十二日	涌谷町全 域	午前十時から 正午まで	涌谷町くがね創庫さくら館
五月十三日	大崎市三本 木	午前十時半から 午後二時半まで	三本木野球場
五月十六日	大崎市松 山	午前十時半から 正午まで	松山公民館
五月十七日	大崎市田 尻	午前二時半から 午後二時半まで	田尻老人福祉センター
五月十八日	大崎市鹿 島台	午前二時半から 午後二時半まで	鎌田記念ホール
五月十九日	大崎市鳴 子	午後一時から 午後三時半まで	鳴子公民館
五月二十日	大崎市鳴 子	午前九時から 正午まで	鳴子公民館
五月二十四日	大崎市岩 出山	午前二時半から 午後二時半まで	岩出山総合支所車庫
五月二十五日	大崎市岩 出山	午前二時半から 午後二時半まで	岩出山総合支所車庫
五月二十六日	大崎市古 川	午前十時半から 午後二時半まで	古川保健福祉プラザ（Fプ ラザ）

五月二十七日	大崎市	古川	午前二時半から午後二時半まで	古川保健福祉プラザ（Fプ ラザ）
六月一日	大崎市	古川	午前二時半から午後二時半まで	古川保健福祉プラザ（Fプ ラザ）
六月二日	大崎市	古川	午前二時半から午後二時半まで	西古川地区公民館
六月三日	大崎市	古川	午前二時半から午後二時半まで	長岡地区公民館

○宮城県告示第二百九十五号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第百一十号）以下「法」という。第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区域（牡鹿漁業協同組合の地）	大型定置漁業	平成二十八年三月八日	石巻市鮎川浜北三十五 株式会社 文丸水産 石巻市鮎川浜内山二十 六株式会社 泉澤水産	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二十九号） 第六号）第九十 三号）第六号） 業に規定する漁	三人

○宮城県告示第二百九十六号

漁業災害補償法（昭和三十一年法律第百五十八号）以下「法」という。第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一加入区	平成十九年宮城県告示第三	平成二十八年三月八日	気仙沼市唐桑町宿浦百三十四一	漁業災害補償法施行令（昭	三十三人

百十八号（漁業災害補償法）に基づく漁業加入区の設定された宮城県漁業協同組合の地区支所の地区	島山登亀洋 百十六 島山政則	令和二十九年政令第三十号（第三号）第二十八号の四に規定するほたて貝養殖業
---	----------------------	--------------------------------------

○宮城県告示第二百九十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	指定区域
仙台湾沿岸	次に掲げるイ点からぬ点までを順次結んだ直線及びイ点とぬ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 三石巻市鮎川浜大台三十七番十三地先金属標（北緯三六・六四七・七五三秒東経一四一度三〇分イ点） 基点A点から二五一度四分〇〇秒四六・五メートルイ点の地点 イ点から一六四度二〇分〇〇秒一〇・七メートルの地点 イ点から一七〇度五六分〇〇秒一七・一メートルの地点 ロ点から一七〇度五六分〇〇秒一七・一メートルの地点 ロ点から一七五度〇六分〇〇秒一六・三メートルの地点 ホ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ヘ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ト点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 チ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 リ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ヌ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ル点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ワ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 カ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 コ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ク点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ケ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 コ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 セ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ソ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ツ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ネ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点 ラ点から一七八度四分〇〇秒一二・七メートルの地点

○宮城県告示第二百九十八号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三十一条の規定により、平成九年宮城県告示第百四十八号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
 平成二十八年三月二十五日

ウ点	ム点	ノ点	ク点	オ点	ヤ点	マ点	ケ点	フ点	コ点	エ点	テ点	ア点	サ点	キ点	ユ点	メ点	ミ点	シ点	エ点	ヒ点	モ点	セ点	ス点	ン点	イ点	ろ点	は点	に点	ほ点	へ点	と点	ち点	り点	ぬ点	
ラ点	ラ点	ウ点	ウ点	ク点	ク点	マ点	ケ点	フ点	コ点	エ点	テ点	ア点	サ点	キ点	ユ点	メ点	ミ点	シ点	エ点	ヒ点	モ点	セ点	ス点	ン点	イ点	ろ点	は点	に点	ほ点	へ点	と点	ち点	り点	ぬ点	
二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点	二七度五五分〇〇秒九・七メートルの地点

○宮城県告示第二百九十九号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区名	指定区域
海岸の名称	仙台湾沿	十八成浜	十八成浜	次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ直線及びイ点とネ点を結んだ直線により囲まれた区域。ただし河川区域を除く。
				基点A点（石巻市十八成浜葉ノ木沢地内金属標（北緯三八度一八分二秒・七六一秒東経一四一度二九分四三秒・五六七八秒）） イ点 基点A点から二四二度四九分四八秒三二・一四六メートルの地点 ロ点 イ点から四九度二七分四五秒四五・〇〇メートルの地点 ハ点 ロ点から一九度〇一分四五秒五六・〇〇メートルの地点 ニ点 ハ点から二九〇度四七分四五秒一二九・三九三メートルの地点 ホ点 ニ点から三一三度四八分三八秒一八〇・二一四メートルの地点 ヘ点 ホ点から二九八度三一分三〇秒六一・八九四メートルの地点 ト点 ヘ点から二八八度〇七分〇二秒六九・一九三メートルの地点 チ点 ト点から二四三度〇三分一七秒二〇・〇〇二メートルの地点 リ点 チ点から二九度一八分一〇秒四〇・三六四メートルの地点 ヌ点 リ点から一五三度〇三分一六秒三九・〇九八メートルの地点 ル点 ヌ点から一九九度三七分五五秒一四・二四四メートルの地点 ヲ点 ル点から二八九度三七分五五秒八〇・〇〇〇メートルの地点 ワ点 ヲ点から一九度三七分五五秒七・三四六メートルの地点 カ点 ワ点から三三三度〇三分一六秒三五・六八二メートルの地点 キ点 カ点から一度三七分二九秒三五・一二九メートルの地点 コ点 キ点から二四三度〇三分一六秒一六・七〇〇メートルの地点 ケ点 コ点から二六〇度〇九分四四秒八七・五七八メートルの地点 ケ点 ケ点から二二〇度五五分四秒六三・〇九〇メートルの地点 ツ点 ツ点から一四八度〇三分一六秒一八三・四一四メートルの地点 ネ点 ツ点から一二二度二七分四五秒四二五・〇〇〇メートルの地点

宮城県知事 村 井 嘉 浩

のうち漁港管理者の長である石巻市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指定区域
沿岸名	漁港名	
仙台湾沿岸	十八成浜漁港海岸	平成二十八年三月二十五日宮城県告示第二百九十八号により海岸保全区域として指定した石巻市十八成浜地区の十八成浜漁港海岸保全区域のうち十八成浜漁港区域に接する区域
地区	海岸名	
十八成浜地区海岸		

○宮城県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙

台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 仙台空港線
- 三 道路の区域

変更の区間 岩沼市下野郷字中坪三〇番一地从先から 同市下野郷字中坪三〇番一地从先まで	変更の区間	
	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)
前	四一・六	敷地の延長 (メートル)
後	四一・六 四六・九 五八・六	
		三一・四
		三一・四

○宮城県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙

台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台空港線	岩沼市下野郷字中坪三〇番一地从先から 同市下野郷字中坪三〇番一地从先まで	平成二十八年 三月三十一日

○宮城県告示第三百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字沼八五番六地从先から 同郡同町耕野字沼一一六番一地从先まで	平成二十八年 三月二十五日

○宮城県告示第三百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称 東松島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
 - 2 名称 野蒜北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間 平成二十七年一月二十三日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

○宮城県告示第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
気仙沼市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- 2 名称

赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- 三 事業施行期間

平成二十五年四月五日から平成二十九年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称

中央一丁目十四・十五番地区市街地再開発組合

- 二 事業施行期間

平成二十六年三月二十五日から平成二十八年六月三十日まで

- 三 施行地区

石巻市中央一丁目十二番一、十二番三、十二番四、十二番五、十二番六、十三番一、十三番二、十三番三、十三番四、十三番五、十三番六、十三番七、十五番一、十六番一、十六番四、十七番二、十八番一、十八番二、十八番三、十八番四、十八番五、十八番六、十八番八、二十三番一、二十三番三、二十三番四及び二十三番五

- 四 事務所の所在地

石巻市中央二丁目七番六号

- 五 設立認可の年月日

平成二十六年三月十八日

- 六 変更の内容

事業施行期間の終期を平成二十九年三月三十一日に変更する。

- 七 変更認可の年月日

平成二十八年三月十八日

○宮城県告示第三百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称

多賀城市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

- 2 名称

多賀城市流域関連公共下水道

- 三 事業施行期間

昭和四十八年三月三十日から平成三十年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分

昭和四十八年宮城県告示第三百三十八号、昭和五十二年宮城県告示第七百二十七号、昭和五十

七年宮城県告示第九百七十八号、昭和六十年宮城県告示第千二百二号、昭和六十一年宮城県告示第千二百十四号、平成三年宮城県告示第四百三十八号、平成三年宮城県告示第八百九十七号、平成七年宮城県告示第九百九十六号、平成八年宮城県告示第三百八十二号、平成九年宮城県告示第千二百九十五号、平成十三年宮城県告示第三百五十六号、平成十五年宮城県告示第三十五号、平成二十年宮城県告示第二百九十八号及び平成二十六年宮城県告示第二百六十二号の事業地のうち多賀城市栄三丁目の一部を加え同事業地において多賀城市栄四丁目及び大代六丁目の一部を変更する。

2 使用の部分
なし

○宮城県告示第三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
富谷町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

富谷町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「平成元年六月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成元年六月二十七日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の五第一項の規定により、平成二十八年度に宮城県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次ののとおり定めた。

なお、資格要件を満たす者で特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の二から八までに定めるところにより申請し、九に定めるところにより承認されなければならない。

平成二十八年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1及び2のいずれにも該当する者であること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当する者でないこと。

(一) 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者

(二) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格審査申請書（添付書類を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(三) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 参加を希望する建設工事（建設業法第二条第一項に規定するものをいう。）の種類に応じた経営事項審査による同法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値が、次の表の基準を満たす者

調達をする建設工事の種類	基 準
土木一式工事	八五〇点以上
建築一式工事	九〇〇点以上
鋼構造物工事（鋼橋上部工事）	一〇〇〇点以上
電気通信工事	八五〇点以上

二 申請に必要な書類

1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

2 添付書類

審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のものうち、直近の総合評定値通知書の写し

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語とする。

四 受付期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第十号）第一条に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）

五 受付時間

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後五時まで

六 申請用紙（宮城県指定様式）の配布期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで（休日を除く。）

七 申請用紙の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班

八 申請の方法

提出場所に申請書類を持参すること。

九 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者に係る入札への参加資格を承認し、建設

工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に登録する。

十 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十一 資格承認の有効期間

資格承認日から平成二十九年三月三十一日まで

十二 資格の更新手続

平成二十九年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

十三 申請に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班（電話〇二二二二二二一三三三三五）

公安委員会

〇宮城県公安委員会告示第41号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成28年 3月25日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者 新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 センターで平成27年、28年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことから資格審査の一部が免除となる者 自動車安全運転センター中央研修所を修了したことから資格審査の全科目が免除となる者	平成28年 5月11日から 平成28年 7月29日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成28年 3月25日（金）から平成28年 4月13日（水）までの午前 8時30分から午後 5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉 65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成28年 3月25日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前 8時30分から午後 5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221、222）